

別添参考様式1号（別記2別紙様式第3号関係）

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
都道府県事業実施方針

都道府県名 佐賀県

策定： 令和5年 3月 10日

I 収益性向上対策

1 目的

近年の農業を取り巻く情勢を踏まえ、水田・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かし、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進することにより競争力強化を図る取組を加速化させる必要がある。

このため、本県の農業について、

- ① 佐賀県「食」と「農」の振興計画2019
- ② 佐賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
- ③ 人・農地プラン又は地域計画
- ④ 佐賀県水田収益力強化ビジョン
- ⑤ 佐賀県果樹農業振興計画

と整合させつつ、地域の営農戦略に基づいて実施する産地としての高収益化に向けた取組や生産基盤の強化を図るための取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	
水稻（新規需要米、加工用米、業務用品種を含む）・麦・大豆	<ul style="list-style-type: none">○ 生産コスト10%以上の削減<ul style="list-style-type: none">・ 大規模農家や集落営農組織への農地の集積や農作業・機械の集約を推進・ 安定・多収生産のための栽培管理や病害虫防除の徹底の推進・ 水稻の省力育苗技術や直播栽培技術、大豆の不耕起播種技術等の導入の推進・ 中山間地域での集落を単位とする機械利用組合や農作業受託組織の設立支援○ 集出荷コスト10%以上の削減<ul style="list-style-type: none">・ 共同乾燥調製施設の再編などによる高品質・安定供給体制の整備を推進○ 販売額又は所得額の10%以上の増加<ul style="list-style-type: none">・ 水田をフル活用し、需要のある米（主食用米、飼料用米、酒造好適米等）大豆、麦、飼料用米、酒造好適米等を適切に組み合わせた生産の推進・ 色彩選別機などの導入による高品質・安定供給体制の整備を推進

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定・多収生産のための新技術等の導入や施設整備、栽培管理・病害虫防除の徹底の推進 ・ 収量性や加工適正に優れた、消費者・実需者に選ばれる品種の導入や生産拡大の推進 <p>○輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加（直近年の輸出実績がある場合） 総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上（新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出に対応した共同乾燥調製施設の再編などによる高品質・安定供給体制の整備を推進 <p>○労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模農家や集落営農組織への農地の集積や農作業・機械の集約を推進 ・ 省力機械・設備の導入や基盤整備等による省力化の推進 ・ 省力化、多収生産、高品質化が可能な栽培技術の導入推進 ・ 中山間地域での機械利用組合や農作業受託組織の設立支援 <p>【コスト削減効果の比較の考え方】</p> <p>生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較 単位面積当たり又は単位生産量当たりの生産コストで比較 事業実施前や取組非参加者の生産コストが不明の場合は統計値を利用する</p> <p>集出荷コスト削減 → 集出荷施設のための計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能</p> <p>【成果目標の設定の読み替え】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成果目標設定に当たって、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、各作物において「10%以上の」とあるものを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。
<p>野菜 （露地野菜、施設野菜、雨除け野菜）</p>	<p>○販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統合環境制御システムの導入により収益性の高い施設野菜産地の形成を推進 ・ パイプハウスの導入により収益性の高い野菜産地の形成を推進 ・ 機械化一貫体系の導入により収益性の高い露地野菜産地の形成を推進 ・ いちごパッケージセンターの整備や露地野菜の作業受託組織の育成などによる基幹作業の分業化を推進 ・ 集落営農組織における露地野菜の導入を推進 ・ 消費者ニーズを踏まえた佐賀県ならではの新品目の導入を推進 <p>○生産コスト10%以上削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設野菜における脱石油・省石油機械・装置の導入を推進 ・ いちごパッケージセンターの整備や露地野菜の作業受託組織の育成などによる基幹作業の分業化を推進

- ・ 機械化一貫体系の導入や排水対策など生産安定技術の導入を推進
- 集出荷コスト10%以上削減
 - ・ 集出荷施設の設置や再編合理化、効率化・高機能化を推進
- 契約栽培割合の10%以上増加かつ50%以上
 - ・ 加工・業務用野菜の実需者との連携の強化、栽培に必要な機械等の導入を推進
 - ・ 加工適性に優れた品種の導入を推進
- 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加（直近年の輸出実績がある場合）

総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上（新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合）

 - ・ 輸出に対応した集出荷施設の再編統合や機能向上の取組推進
- 労働生産性の10%以上の向上
 - ・ 施設野菜における省力化機械・装置の導入による省力化を推進
 - ・ 機械化一貫体系の導入を推進
- 省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大又は、燃油使用量の15%以上の削減（施設園芸エネルギー転換枠）
 - ・ 加温設備を有するパイプハウス等へのヒートポンプ等の省エネ機器や循環扇等の内部設備の導入により省エネルギー化を図る取組を推進

【コスト削減効果の比較の考え方】

生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較（農業機械、集出荷施設）
 集出荷コスト削減 → 集出荷施設のための計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能

【省エネ機器の導入面積拡大の比較の考え方】

省エネ機器の導入面積拡大 → 「化石燃料を使用しない加温機の導入面積」を「化石燃料を使用する加温機の導入面積」と「化石燃料を使用しない加温機の導入面積」の和で除した割合を比較。なお、化石燃料を使用しない加温機と化石燃料を使用する加温機をハイブリッド利用している場合には、「化石燃料を使用しない加温機の導入面積」のみにカウントするものとする。

【成果目標の設定の読み替え（施設園芸エネルギー転換枠以外）】

- ・ 成果目標設定に当たって、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、各作物において「10%以上の」とあるものを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。

果樹

温州みかん、中晩柑、なし、ぶどう、うめ、かき、もも、すもも、キウイフルーツ、びわ 等

- 販売額又は所得額の10%以上の増加
 - ・ 高品質果実安定生産につながる資材等の導入により、新たな生産体制を整備する取組を推進
 - ・ 長期貯蔵施設整備による有利販売体制の推進
 - ・ 農産物処理加工施設の共同利用施設の整備による付加価値の高い加工品の創出
- 生産コスト10%以上の削減
 - ・ 施設果樹における脱石油・省石油機械・装置の導入を推進
 - ・ 省力機械、技術の導入や基盤整備等による省力化の推進
 - ・ 園地流動化による担い手への集積の推進
 - ・ 共同貯蔵施設整備による貯蔵管理の省力化の推進
- 集出荷・加工コスト10%以上の削減
 - ・ 集出荷施設の再編統合や機能向上の取組推進
 - ・ 農産物処理加工施設の共同利用施設の高度化を推進
- 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加（直近年の輸出実績がある場合）
総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上（新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合）
 - ・ 輸出に対応した集出荷施設の再編統合や機能向上の取組推進
- 労働生産性の10%以上の向上
 - ・ 省力機械・設備の導入や基盤整備等による省力化の推進
 - ・ 省力化、高収量化、高品質化が可能な栽培技術（温州みかんの根域制限栽培や隔年交互結実栽培、なしのジョイント栽培等）の導入推進
 - ・ 園地集積による栽培効率化の推進
 - ・ 集出荷貯蔵施設の整備や機能向上による農家の選別加工労力軽減の推進
- 省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大又は、燃油使用量の15%以上の削減（施設園芸エネルギー転換枠）
 - ・ 加温設備を有するパイプハウス等へのヒートポンプ等の省エネ機器や循環扇等の内部設備の導入により省エネルギー化を図る取組を推進

【コスト削減効果の比較の考え方】

- 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較（農業機械、集出荷施設）
単位面積当たり又は単位生産量当たりの生産コストで比較
- 集出荷コスト削減 → 集出荷・加工施設のための計画の場合は、集出荷・加工コストで比較することも可能

	<p>【省エネ機器の導入面積拡大の比較の考え方】 省エネ機器の導入面積拡大 → 「化石燃料を使用しない加温機の導入面積」を「化石燃料を使用する加温機の導入面積」と「化石燃料を使用しない加温機の導入面積」の和で除した割合を比較。なお、化石燃料を使用しない加温機と化石燃料を使用する加温機をハイブリッド利用している場合には、「化石燃料を使用しない加温機の導入面積」のみにカウントするものとする。</p> <p>【成果目標の設定の読み替え（施設園芸エネルギー転換枠以外）】 ・成果目標設定に当たって、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、各作物において「10%以上の」とあるものを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。</p>
花き	<ul style="list-style-type: none"> ○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 優良品種の導入及び県オリジナル品種の開発・普及を推進 ・ ホオズキやシンテッポウユリなどの露地で取り組みやすい品目の作付を推進 ・ 企業的な雇用型経営体の育成を推進 ・ 環境制御技術の導入による高品質化を推進 ○ 生産コスト10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 脱石油・省石油機械・装置の導入を推進 ○ 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加（直近年の輸出実績がある場合） 総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上（新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合） <ul style="list-style-type: none"> ・ 優良品種の導入及び県オリジナル品種の開発・普及を推進 ・ 環境制御技術の導入による高品質化を推進 ○ 省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大又は、燃油使用量の15%以上の削減（施設園芸エネルギー転換枠） <ul style="list-style-type: none"> ・ 加温設備を有するパイプハウス等へのヒートポンプ等の省エネ機器や循環扇等の内部設備の導入により省エネルギー化を図る取組を推進 <p>【コスト削減効果の比較の考え方】 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較（農業機械、集出荷施設）</p>

	<p>【省エネ機器の導入面積拡大の比較の考え方】 省エネ機器の導入面積拡大 → 「化石燃料を使用しない加温機の導入面積」を「化石燃料を使用する加温機の導入面積」と「化石燃料を使用しない加温機の導入面積」の和で除した割合を比較。なお、化石燃料を使用しない加温機と化石燃料を使用する加温機をハイブリッド利用している場合には、「化石燃料を使用しない加温機の導入面積」のみにカウントするものとする。</p> <p>【成果目標の設定の読み替え（施設園芸エネルギー転換枠以外）】 ・成果目標設定に当たって、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、各作物において「10%以上の」とあるものを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。</p>
茶	<p>○ 販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者ニーズの высокаяぶせ茶の取組拡大を推進 ・ 高品質な釜炒り茶の生産拡大を推進 ・ 和紅茶や粉末茶等消費者の多様なニーズに対応した新たな商品づくりを推進 ・ 計画的な改植による茶園の若返りや優良品種への転換を推進 ・ 市場ニーズに対応した、揃いの良い荒茶、仕上茶の生産を推進 ・ 高品質化、省力化に必要な機械・装置、荒茶加工施設の導入を推進 <p>○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定生産、作業受託システムの構築 ・ 高品質化、省力化に必要な機械・装置、荒茶加工施設の導入を推進 ・ 多様なニーズに即した茶の生産を促進するため、味や香り、加工適性等に優れた品種の導入、商品づくりを推進 <p>【成果目標の設定の読み替え】 ・成果目標設定に当たって、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、各作物において「10%以上の」とあるものを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。</p>

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>(1) 本事業の推進・指導 産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、関係課、現地機関（地域農業振興センター等）及び市町とが連携し、推進・指導に当たるものとする。</p> <p>(2) 産地パワーアップ計画の審査等の方針・体制 産地パワーアップ計画に係る審査は、地域農業振興センター、県関係課等が行うものとする。なお、産地パワーアップ計画の作成に当たっては、市町に属する補助事業に精通した者等を主として行うなど、本事業の円滑な実施に努めるものとする。</p> <p>(3) 取組主体事業計画の審査等の方針・体制 取組主体事業計画に係る審査は、市町に属する補助事業に精通した者等を主として実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。</p>
--

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件
<p>水稻（新規需要米、加工用米、業務用品種を含む）・麦・大豆</p>	<p>○補助対象の取組と要件については、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）（以下「交付等要綱」という。）の要件をそのまま準用する。</p>
<p>野菜 〔露地野菜、施設野菜、雨除け野菜〕</p>	
<p>果樹 〔温州みかん、中晩柑、なし、ぶどう、うめ、かき、もも、すもも、キウイフルーツ、びわ等〕</p>	
<p>花き</p>	
<p>茶</p>	

(注) 整備事業について、国の要件をそのまま準用する場合は、その旨を記載すること。

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
水稻（新規需要米、加工用米、業務用品種を含む）・麦・大豆	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助対象の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付等要綱の別表2の「I基金事業」のメニュー欄の1の（1）生産支援事業に掲げる取組を助成対象とする。 ○ 取組要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付等要綱の別記2の別紙1-I-1生産支援事業の要件等を満たす取組を事業対象とする。
野菜 〔露地野菜、施設野菜、雨除け野菜〕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助対象機械（導入及びリース） <ul style="list-style-type: none"> ・ トラクターや、定植機、収穫機等本事業の成果目標の達成に必要な農業機械（導入及びリース）とする。 ・ 導入する農業機械は、佐賀県特定高性能農業機械導入計画に定める利用規模の下限等の基準を原則満たすこと。 ・ なお、佐賀県特定高性能農業機械導入計画に利用規模の下限等の定めがない農業機械の場合にあっては、機械の能力や作業効率等に基づき計算された適正な規模決定をしていること。 ・ 機械導入の場合は、購入する機械の下限面積の過半以上の経営面積又は作業受託面積の拡大を行うこととする。
果樹 〔温州みかん、中晩柑、なし、ぶどう、うめ、かき、もも、すもも、キウイフルーツ、びわ 等〕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助対象機械（省エネ設備（導入及びリース）） <ul style="list-style-type: none"> ・ ヒートポンプ等本事業の成果目標の達成に必要な農業機械・装置（導入及びリース）とする。 ・ なお、循環扇及びこれと一体的に導入する温度センサー及び制御装置を一式で助成対象にすることができる。 ・ 導入する農業機械・装置については、機械の能力や作業効率等に基づき計算された適正な規模決定をしていること。 ○ 補助対象資材 <ul style="list-style-type: none"> ・ パイプハウスのパイプ、温州みかんの巻上マルチ装置のマルチ資材やパイプ等、果樹の根域制限栽培やV字ジョイント栽培に必要な資材、落葉果樹の防霜資材、灌水資材など本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な資材とする。
花き	
茶	

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻（新規需要米、加工用米、業務用品種を含む） ・ 麦・大豆 ・ 野菜（露地野菜、施設野菜、雨除け野菜） ・ 果樹 ・ 薬用作物 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助対象の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付等要綱の別表2の「I 基金事業」のメニュー欄の1の（2）効果増進事業に掲げる取組を助成対象とする。 ○ 取組要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付等要綱の別記2の別紙1-I-2効果増進事業の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○ 補助対象機械 <ul style="list-style-type: none"> ・ トラクターや、定植機、収穫機等本事業の成果目標の達成に必要な農業機械（リース及びレンタル）とする。 ・ 導入する農業機械は、佐賀県特定高性能農業機械導入計画に定める利用規模の下限等の基準を原則満たすこと。 ・ なお、佐賀県特定高性能農業機械導入計画に利用規模の下限等の定めがない農業機械の場合にあっては、機械の能力や作業効率等に基づき計算された適正な規模決定をしていること。

(2) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

I 基金事業

1 計画申請時

(1) 整備事業

- ①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④位置、配置図、平面図、⑤施設の管理運営規程など、⑥収支計画、⑦農家意向調査結果（複数の農家が利用する施設の場合）、⑧施設導入を議決した総会資料及び議事録の写し（関係箇所の抜粋とする）、⑨目標が契約取引に係る内容の場合は、契約書、確認書、覚書、需要見込み調査結果等、⑩前年度の青色申告書（農業者の場合）、⑪施設の共済又は保険への加入に関する誓約書、⑫稲わら及び麦わらの有効活用計画（水稻、麦、大豆を対象品目に含む場合） など

(2) 生産支援事業及び効果増進事業

- ①申請者の規約や定款等（法人や任意組合の場合）、②機械の利用計画、③能力・台数などの算定根拠、④見積書、⑤カタログ、⑥改植実施園の位置図（改植の場合）、⑦農業機械等の共済又は保険への加入に関する誓約書、

⑧稲わら及び麦わらの有効活用計画（水稻、麦、大豆を対象品目に含む場合）など

2 請求時

(1) 整備事業

・入札内容がわかる資料、竣工写真、出来高設計書 など

(2) 生産支援事業及び効果増進事業

・リース導入に係る入札関係書類、発注書、リース契約書、借受証、納品、領収書（支払済みの場合）など

II 整備事業

・基金事業における整備事業に準ずる。

6 取組主体助成金の交付方法

○ 取組主体への助成金の交付は、県が別に定める交付要綱に基づき、整備事業は市町を通じて、他の事業は市町又は地域協議会を通じて行うものとする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

- 交付要件を満たさなくなった場合の助成金の返納や、助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納及び財産の管理等に関する事項については、県が別に定める交付要綱に基づき行うこと。
- 取組主体は、暴力団又は暴力団員等でないこと。

8 その他

○ 交付等要綱に基づき地域協議会が県、県知事へ提出する書類は、所管地域農業振興センターを経由すること。